

アプローチレター

令和4年10月号 NO.34

今年の夏は雨も多く、じめじめ〜とした日が続きましたね(´・ω・`)
秋は行楽シーズン！紅葉にはじまり多くのかわいいお花が咲く時期です。
みなさんは「秋バラ」という言葉をご存知ですか？
バラ肉ではなく、秋に咲くバラ（薔薇）のことを指します。
バラのイメージは春が強いですが、実は秋も開花時期なんです。

● 秋に咲くバラは春に咲くものに比べて少し小ぶりですが色が濃く、また艶があります。
● 蕾を形成する時の気温の変化で変わるそうですが、まったく違う色味がでるなんておもしろいですよね！
● バラ以外にも、この時期ならではのものがまだまだたくさんあります。
● 感染対策をしつつ、めぐってくる季節を楽しみましょう！

【インデックス】

1. コラム～当方代表が交代で書きます・語ります！～
2. 民法改正 18歳から大人へ 成年年齢の改正
3. アプローチ女子会
4. アプローチ相談室
5. アプローチ外部講師派遣のご案内
6. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

【担当】

安立 裕司
山田 涼太
山川 真美
秋田 英律

1. コラム 「成年後見制度 やっと改正！？」

悪評高いというか、評判がよろしくないというか、利用して後悔している人がたくさんいるとされている成年後見制度。

実は、成年後見人になっている法律実務家の中で、一番多いのが司法書士。

私は、今の制度運用下では、被後見人の尊厳が守れず、かつ、ご家族が不幸になると思っているため、成年後見人になることはありません。硬直化したこの制度が早く改正されることを祈っていたところ、やっと改正に向けて動き出した様です。

2026年度までに民法など関連法案の国会提出を目指す、と中日新聞の記事（8月13日発行）にありましたので、あと、5～6年で改正でしょうか。

今の制度の欠点は数多くあり、例えば、①一度利用すると止めたくても止められない、②弁護士・司法書士が成年後見人となることが多く、報酬が死ぬまで発生する、③被成年後見人の意思は顧みられることがほぼなく、必要最低限のお金しか使えない等、上げればキリがありません。皆さんの周りに、この制度を利用している人がいたら、ぜひどんな感じが聞いてみてください。

改正のポイントは、不動産の売却や預金解約など、必要なときだけ成年後見人を選任して貰い、それが完了したら任務終了となる、いわゆるスポット後見制度が認められそうな点です。

これであれば、不要な財産管理や報酬も発生せず、欠点のいくつかは解消できそうです。

とにかく、皆様は、改正までの間、成年後見制度を利用する様な状況になる前に、何らかの準備をしておかれると良いと思います。

悩まれている方は、いつでもご相談下さい。

安立 裕司

2. 特集 「民法改正 18歳から大人へ 成年年齢の改正」

担当：山田涼太

先日、未成年者の方が、親権者と利益相反になる法律行為のご依頼を受けました。その際は、家庭裁判所にて特別代理人を選任し手続きを行いました。今年から法改正により、成年年齢は引き下げられ、18歳以上の方は、上記手続きが不要となりました。

18歳以上の方は、成人となり、単独で有効な法律行為を行うことができるようになります。では、具体的にどのように変化していくのでしょうか。

1. 単独で行える有効な法律行為とは？

18歳以上の方は、基本的な、契約行為が全て単独で行うことができるようになりました。未成年者は民法により、単独で契約行為を行うには、親権者（法定代理人）の同意が必要であり、若しくは、親権者（法定代理人）が法律行為を代理で行う必要があります。これらが、18歳以上の方は不要となり単独で行えるということです。例えば、携帯電話の契約・解約、クレジットカードの作成、賃貸マンションの契約等があげられます。更に、不動産の購入や相続発生時の遺産分割協議も行うことができるようになります。

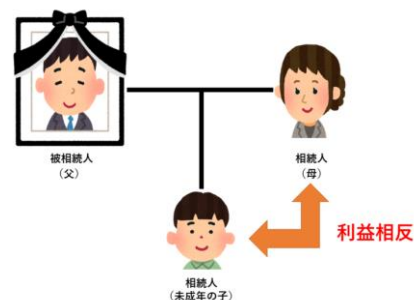
つまり、先日、私どもでご依頼いただいた、親権者と利益相反になる法律行為も18歳以上の方は、単独で行えるということです。

※親権者と利益相反になる法律行為とは？

親権者が得をして、未成年者が損をする可能性がある行為全般のことです。

具体的には、親権者と未成年者間での不動産等の契約をする場合、相続が発生し、親権者と未成年者で遺産分割協議をする場合等あげられます。

これらの行為は、金銭的に未成年者が得をする場合でも実際の背景等が不明確な為、利益相反にあたります。利益相反にあたる場合、家庭裁判所において特別代理人を選任し手続きを行う必要があります。



2. 成年年齢はいつから18歳になる？

成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」は、2022年4月1日から施行されています。

2022年4月1日の時点で、18歳以上20歳未満の方（2002年4月2日生まれから2004年4月1日生まれまでの方）は、その日に成年に達することになります。2004年4月2日生まれ以降の方は、18歳の誕生日に成年に達することになります。

その為、現在高校生の方は意識してこの法改正には注意が必要です。

3. 問題点

成人年齢が引き下げられ、今後問題となりうるのが、18歳、19歳をターゲットにした悪徳商法が考えられます。

その為、政府としては、小・中・高等学校等における消費者教育の充実（例：契約の重要性、消費者の権利と責任など）や、若者に多い消費者被害を救済するための消費者契約法の改正、全国共通の3桁の電話番号である消費者ホットライン188の周知や相談窓口の充実など、様々な環境整備の施策に取り組んでいるとのこと。

ただ、これだけで、18歳、19歳の方たちの意識がすぐ大人と同じになるわけではありません。政府だけでなく、周りの親権者や教育者の大人が、成年としての意識を、新たに成年になる方たちへ伝えていく必要があります。



4. おまけ

① お酒・たばこの解禁は18歳？

民法の成年年齢が18歳に引き下げられても、お酒やたばこに関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。また、公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走）の年齢制限についても、20歳のまま維持されます。これらは、健康被害への懸念や、ギャンブル依存症対策などの観点から、従来の年齢を維持することとされています。

② 成人式は？

成人式の時期や在り方に関しては、現在、法律による決まりはなく、各自治体の判断で実施されていますが、多くの自治体では、1月の成人の日前後に、20歳の方を対象に実施しています。法律上成人年齢が18歳なら、18歳で行うのが当然という意見もあります。しかし、18歳という年齢は、大学・専門学校等への進学、就職のタイミングであるといった問題が指摘されており、18歳で行うかは、国と自治体とで検討中とのことです。

5. まとめ

18歳から成年となることにより、契約行為等が自分で行なえるようになり、若者の可能性が増えているというプラスの面もあります。しかし、18歳という年齢はまだ、高校生であり、子供から大人になる途中です。ここをターゲットにした犯罪は必ず課題になると考えられます。そのため、周りの大人が見守っていくことは少なからず必要ではあります。

3. アプローチ女子会～アプローチの女子社員が、とにかく好きに書きます～

担当：山川真実

みなさん、こんにちは！

ようやく、暑さも落ち着いてきて過ごしやすい季節になるうとしていますね！

私はつい先日、大須の猫カフェに行ってきた、たくさんの猫に囲まれて日々の疲れやストレスを癒してもらいました！

犬や猫などのペットを飼われている方は多くいるかと思いますが、近年、動物の癒し効果についての科学的な検証が世界的に進められており、犬や猫などのペットに触れ合うことで心拍数や血圧が安定し、精神的な面でも鎮静効果があると言われているそうです！

また、動物と触れ合うことで「幸せホルモン」と呼ばれるオキシトシンが分泌されるという報告もあります。

他にも、動物の癒し効果は病気予防にも役に立つそうです。

人間と長く共生してきた犬や猫には、人間の感情を察知したり癒したりする力があるのかもしれないね！



最後に、私ごとですが、アプローチで働き始めて約8か月。

初めての業界で慣れないことも多い毎日でしたが、優しく頼りになる先輩方の支えもありお仕事を続けることができています！

私も誰かの頼りになる存在になれるようにこれからも日々頑張りたいと思います(^▽^)

4. アプローチ相談室～皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします～

担当：秋田英律



Q.令和2年4月1日から始まった配偶者居住権の制度について教えてください。



A. 配偶者居住権とは、夫婦の一方が亡くなった場合に、残された配偶者が亡くなった人が所有していた建物に亡くなるまで又は一定の期間、無償で居住することができる権利です。

配偶者居住権を利用する具体例を挙げますと、

夫が亡くなり、相続財産である不動産（夫婦で住んでいた家）と現金を、妻と息子で2分の1ずつに分けるとします。妻は今まで住んでいた家に住み続けたい為、家を相続するとした場合、相続できる現金はその分減ってしまい、収入がない妻は将来の生活費に困ってしまいます。固定資産税も払わなくてははいけません。相続により所有権を取得するのではなく、配偶者居住権を設定すれば家についての相続財産の価格を抑えることができます（居住権は住むことができるという権利なので所有権よりは価値が低い）のでその分現金を多く相続できます。

また、息子に家を相続させて妻がその家に住み続ける場合、将来、息子と関係が悪化した時に追い出されるかもという不安があります。その場合も配偶者居住権を利用できます。

成立要件

1. 残された配偶者が、亡くなった人の法律上の配偶者であること。
2. 配偶者が、亡くなった人が所有していた建物に、亡くなったときに居住していたこと。
3. ①遺産分割協議②遺贈③死因贈与④家庭裁判所の審判のいずれかにより配偶者居住権を取得したこと。

上記の要件を満たせば、配偶者居住権は発生しますが、第三者に対抗（権利を主張）するためには登記が必要となります。

無料 相続・遺言 相談会実施中



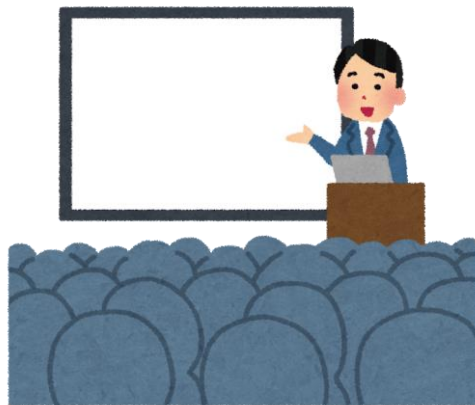
0120-512-432



5. アプローチからのお知らせ

●R4.7.24 当事務所の司法書士 安立裕司が、株式会社ファーストホーム様でセミナー講師をさせていただきました！
今後ますますの需要が予想される相続手続きについて講義をさせていただきました。
お招きいただいた株式会社ファーストホーム様、ご参加者様、本当にありがとうございました！

●R4.7.30 当事務所の司法書士 安立裕司と山田涼太が、相続の無料相談会に相談員として参加いたしました！
瑞穂生涯学習センターにて、税理士法人伊勢山会計様主催の相続の無料相談会が開催されました！
相続登記や遺言状作成についてなどのご相談に乗らせていただきました。
お招きいただいた税理士法人伊勢山会計様、ご参加者様、本当にありがとうございました！



相続・遺言・相続税の無料相談ができます！
相続の相談実績2,100件以上の相続の専門家に対応

相続の無料相談会

出張開催!! 2022年 7月30日(土)
事前予約制

相談時間 9:00~16:30
※内30分~1時間程度

会場 瑞穂生涯学習センター
〒467-0831 瑞穂区新庄町2-27-3

ご予約ダイヤル ☎0120-390-394
※事前予約制(お電話でお申込下さい)

相談会当日の新型コロナウイルスへの対策につきまして

相談会当日は皆様に少しでも安心してご来所いただけるよう取り組んでいます。
●アクリル板の設置 ●消毒液を利用した手の消毒 ●定期的な換気 ●マスクを着用した講師
その他不安なことがございましたら当事務所までお問い合わせください。

相続手続きでお困りことはありませんか？

相続手続きの相談は相続実績豊富な専門家におまかせください!

相続不備について ●将来的に有利な相続の仕方を検討したい。 ●遺言・遺言執行の心づかいや手続きを知りたい。 ●実家が共有名義で相続人間で話し合いがまとまらない。 相続手続きから相続不備の対応までを一括してサポートします。	財産の名義変更について ●高齢のため自分で手続きが難しい。 ●遺言での相続に手続きする必要がある。 ●預貯金、株式、投資信託の名義変更方法がわからない。 ●相続された口座や不動産、自動車などの名義を一括して変更したい。 財産の名義変更手続きについて確認しておくと、後で様々なトラブルが起こります。
相続税申告について ●相続税がどの程度かかるか知りたい。 ●相続税申告に必要な書類を整理したい。 ●相続税から還付が返されてきた。相続調査が心配。 経験豊富な税理士が、相続税申告の方法や相続税申告の準備のご提案を行います。	遺言分割について ●財産が土地だけでなく、現預金で遺産を分けたい。 ●遺言の相続人について手続きが迷いが不安。 ●他の相続人の所在が分からず、話し合いがまとまらない。 ●他の相続人と話をせずに、手続きをせたい。 亡くなられた方の遺言を尊重し、選んだ相続人とトラブルにならないようにお手伝いいたします。

税理士法・司法書士法・弁護士法の範囲内で業務を行います。

●R4.9.16 第47回アプローチセミナーを開催しました！
愛知中央税理士法人 代表社員 税理士 石川博文先生をお招きして、『消費税のインボイス方式～事業が受ける影響とは～』をテーマに講義をさせていただきました。
平成元年から始まった消費税が令和5年10月より始まるインボイス方式（適格請求書等保存方式）により、大きな転換期を向かえます。
インボイス方式により、何が変わり、そして事業者がどのような影響を受けるかを解説していただきました。
質問が多く飛びかい、とても充実した講義でした！
石川先生、ありがとうございました！



6. アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士10名が在籍しており、年間1000件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様のお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていかうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講演内容については、ご要望に沿えるように致します。

休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

7. アプローチメンバーズクラブ (AMC) のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ(AMC)」を発足いたしました。

皆様に少しでも安心をご提供できるように、当事務所を身近にご利用頂けるよう入会特典をつけさせて頂いております。この機会にご入会下さい。

入会10大特典

入会金11,000円 ※ 退会自由。年会費等は一切かかりません。

無 料 特 典	1 特製ブック等プレゼント (非売品)	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。 「相続ブック」「エンディングブック」「卓上カレンダー」など、 今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。	
	2 相談権	年2回まで相談無料。3回目から有料(1時間5,000円・税別)となります。	
	3 お役立ち情報提供	セミナー開催のお知らせ、アプローチレターの提供(発行時) その他お役立ち情報の提供	
	4 セミナー参加権	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。 無料セミナーも当然お知らせいたします。 外部セミナーにもご招待します。	
	5 各種専門家紹介	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家 (弁護士・税理士・不動産仲介等)をご紹介します。	
	6 紹介割引	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせていただきます。 ・初回相談無料 ・個別業務10%Off	
割 引 特 典	7 個別業務割引	今後、当事務所に業務をご依頼される際は、当事務所規定の報酬の 10%OFF	
	8 財産管理表の作成	通常料金50,000円・税別～を50%OFF	
	9 顧問契約割引	当事務所又は当事務所提携弁護士事務所との顧問契約料を10%OFF	
	10 相続税シュミレーション	当事務所提携税理士事務所による相続税シュミレーション料を10%OFF	

※各種割引を適用させて頂く為、ご依頼の際はAMC会員様である旨をお申し出下さいますようお願い致します。

※各種セミナー開催のお知らせ、その他お役立ち情報につきましては、メールアドレスをご記入して下さいの方に配信させていただきます。

〒460-0003名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel(052)228-0713 Fax(052)228-0714

<http://www.approach.gr.jp> ☒ soudan@approach.gr.jp

